

## 声 明

本日、最高裁判所第一小法廷（宮川光治裁判長）は、都立学校の教職員ら403名（最高裁段階では375名）が、東京都と都教育委員会（都教委）を相手として、卒業式等において国歌の斉唱義務及びピアノ伴奏義務がないことの確認等と損害賠償を求めた訴訟（「いわゆる予防訴訟」）について、上告を棄却する判決を言い渡した。

この訴訟における主たる主張は、都教委が2003年10月23日付けで発した通達及びこれに基づく各都立学校校長の職務命令によって、卒業式等における国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）を義務付けることの違憲違法にある。「懲戒処分を甘受して自己の良心に従う」のか、それとも「懲戒処分を避けるために心ならずも自己の良心に背くのか」という、非人間的な選択を余儀なくさせること自体を思想・良心の自由侵害であるとして、職務命令には従えない人も、命令には従って起立せざるをえない人も、ともに原告となって「国歌斉唱（ピアノ伴奏）義務」がないことの確認と懲戒処分の事前差し止めを求めたものである。

本件の第一審判決（2006年9月21日東京地裁判決）は、都教委による教育破壊の実態を正確に捉えた上、10・23通達とそれに基づく校長の職務命令が、教職員の思想・良心の自由を侵害し、教育基本法（改正前）10条で禁止される「不当な支配」にも当たるとして、国歌斉唱義務不存在確認および懲戒処分の差止請求を認め、損害賠償をも命じた全面的勝訴判決であった。これが、通説的な憲法解釈に基づく結論にほかならない。

しかし、本日の判決は、昨年5月から7月にかけて言い渡された最高裁判決を引用し、国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付けが憲法19条に違反しないとして一審原告らの請求を斥けているが、かかる判断は、憲法が人権保障の核心的権利として思想・良心の自由を保障した趣旨を没却するものであり厳しく批判されなければならない。

また、本判決も、これまでの関連事件の最高裁判決と同様、教師の教育の自由侵害について、あるいは教育基本法（現行）16条が禁ずる「不当な支配」について上告理由に当たらないとして判断を示すことはなかった。最高裁が判断を示さなかったことによって、教育行政による教育に対する権力的介入の限界があいまいにされたといってもよい。このことによって、教育行政が、これまで以上に教育に介入することは、断じて許されない

もっとも本日の判決は、差止請求について、「本件通達を踏まえて懲戒処分が反復継続的かつ累積加重的にされる危険が現に存在する状況の下では、事後的な損害の回復が著しく困難になることを考慮すると」、一審原告らに対する「重大な損害を生ずるおそれ」があるとし、また、確認の訴えについても累積加重システムの問題点を踏まえ、原審の判断を否定した。

さらに櫻井龍子裁判官は、補足意見で「教育の現場でこのような職務命令違反行為と懲戒処分がいたずらに繰り返されることは決して望ましいことではない。教育行政の責任者として、現場の教育担当者として、それぞれがこの問題に真摯に向かい合い、何が子供たちの教育にとって、また子供たちの将来にとって必要かつ適切なことかという視点にたち、現実に即した解決策を追求していく柔軟かつ建設的な対応が期待される